

アメリカにおける大規模不法行為人身損害の賠償

樫 博 行

はじめに

- 一 大規模不法行為の特徴
- 二 人身損害への基本の賠償としての填補賠償
 - (1) 賃金の損失
 - (2) 医療費と関連する項目
 - (3) 痛みおよび精神的苦痛への賠償
- 三 疾病発症の恐怖への精神的損害賠償
 - (1) インパクトルールとその修正
 - (2) 合衆国最高裁判所の対応とその後の動向
- 四 未発症疾病発見目的の医療検査費用賠償
 - (1) 医療検査費用賠償の請求に至る背景

アメリカにおける大規模不法行為人身損害の賠償

同志社法学 六四卷七号 四三九 (二四六五)

- (2) 医療検査費用賠償が請求原因となる場合の成立要件
- (3) 医療検査費用賠償の位置づけと関連する問題

五 大規模不法行為と懲罰的賠償

- (1) 懲罰的賠償の目的と根拠
 - (2) 懲罰的賠償額の算定と関連する問題
 - (3) 懲罰的賠償への憲法と制定法上の制限
 - (4) 大規模不法行為訴訟における懲罰的賠償の意義と問題
- おわりに

はじめに

一九七〇年代以降のアメリカでは、大規模化した不法行為損害への賠償を求める訴えが提起されはじめた。アスベスト、枯葉剤、さらには豊胸シリコンによる人身への被害 (personal injury) が広範な規模で発生した。過失による不法行為などを請求の原因として、多数の者が全米各地で訴訟を提起してきた。いわゆる大規模不法行為 (mass tort) の訴えが出現してきたのである。アメリカでの不法行為の訴えは、州裁判所の判例法である州コモン・ロー違反を根拠として州裁判所に、そして州籍相違管轄権 (diversity jurisdiction) に基づき連邦裁判所に係属する。そして、州実体法を適用してそれぞれの裁判所が判断を行う。

典型的には、集団代表訴訟であるクラス・アクションが用いられ、膨大な損害賠償が請求されることになった。例えばアスベストの被害による損害は、一五〇〇億から二二〇〇億ドルと査定されており、被告は膨大な損害賠償金を請求

された⁽¹⁾。多額な損害賠償の請求は、従来より批判の対象とされ様々な視点から検討されてきた。主として、クラス・アクションそのものは是非や個々の損害賠償の内容から論じられてきたのである。しかし、不法行為の大規模化がもたらす損害賠償の内容への影響は検討されていない⁽⁴⁾。これは、とかく賠償金額ばかりに目が向けられる大規模不法行為を、不法行為実体法から解決するヒントになるものである。大規模不法行為の大規模性が、従来の損害賠償の理論へいかなる影響を与えるかについて焦点を合わせることが必要である。

そこで本稿は、まず大規模不法行為の特徴を分析する。その上で、不法行為人身損害賠償の基本となる損害の補填を目的とする填補賠償 (compensatory damages) を構成する項目を検討する。次に、大規模不法行為の特徴となる未発症の疾病に対する精神的損害賠償と医療検査費用損害賠償をそれぞれ検討する。そして最後に、英米法体系諸国に特有の懲罰的賠償 (punitive damages) の制度目的と性質を概観した上で、大規模不法行為におけるこの賠償方法の意義について検討する。以上を踏まえて、大規模不法行為での人身損害賠償の現状と問題点を考察する。

一 大規模不法行為の特徴

大規模不法行為訴訟は、多くの者の生命や身体と財産に損害を与える行為に対して、その損害の賠償を求めて提起されてきた。一九八九年には、全米弁護士会 (The American Bar Association) の大規模不法行為委員会 (Commission on Mass Torts) は、次の定義を行った。少なくとも一つの事故や製造物瑕疵事件から一〇〇以上の不法行為訴訟が提起され、死亡や身体的損害または有体物の破損を理由に五万ドルを超える損害賠償を求める訴えであるとしたのである⁽⁵⁾。合衆国最高裁判所首席裁判官の諮問機関である大規模不法行為ワーキンググループも、大規模不法行為訴訟を一〇

○人以上の原告となる個別の訴え、多州で提起される広域訴訟 (multi district litigation)、そしてクラスアクションと定義している。⁶⁾

訴えの請求原因 (cause of action) となる不法行為は、大規模な損害を引き起こすものである。大火災や飛行機事故など単発性事故により多数の者に損害をもたらすものから、有毒物質が混入した生活用品や薬品の摂取による多発性事故で、多数の者に損害を与えるものまで幅広いものとなる。後者は、アスベストや有毒物質が混入した水を吸引するなどの事例があり、環境に影響を与える有毒物質不法行為 (toxic torts) 訴訟と製造物の瑕疵による製造物責任 (product liability) 訴訟に細分化できる。⁷⁾ また、大災害と製造物の瑕疵の大規模化が同時に出現することも考えられ、前者と後者の例が併せて発生することもある。

損害を受ける被害者、すなわち原告となり得る者の数は、大規模不法行為では極めて多数にのぼる。災害や事故による大規模不法行為は単発的に同一場所で発生する。この場合、不法行為発生地で損害賠償が審理される。適用される法も、事故発生地域の州法ということになる。被害者が個別に訴えを提起することや、また州法上クラス・アクションが認められている場合にはこれを用いることも考えられる。したがって、大災害や事故など単発的事件の場合には、特定の裁判所において個々の損害の賠償が判断されることになる。

しかし、有毒物質や製造物の瑕疵によって発生する大規模不法行為はこれとは様相が異なる。例えばアスベストの事例を見れば明らかである。アスベストの吸引は様々な場所で発生している。それが原因で発症すると考えられている中皮腫は、一定の期間潜伏し被害者によって発症する時が異なる。潜伏期間と発症との間には時間的間隔があり、その結果、因果関係のみならず実際の被害者数の特定も困難となる。まさに、原子力発電所の事故による放射能の汚染と後に発症する疾病の因果関係の特定が困難となることと同一の状況である。これは有毒物質不法行為の典型的ともいえる性

質である。また、製造物の瑕疵による大規模不法行為の場合には、瑕疵による事故の損害程度が被害者により異なる。さらに、製造物が多くの州で購入されると、損害の発生が様々な時間で多地域に及ぶことになる。⁸⁾

被害者が長期かつ多地域に出現することによって、被害者が多数にのぼり請求される損害賠償が多額となる。タバコの事例では、数千万もの喫煙者だけではなく、副流煙吸引者も含めれば実際にはその何倍ものタバコ吸引者が存在する可能性がある。これらの者が原告となり、ガン発症を理由として損害賠償を求めて訴えを提起すれば、その額は天文学的数字となる。このような多数被害者の状況は、法制度へ何らかの影響を与えることが推定される。

まず、手続法的には、いずれの州法を根拠にすべきかについての準拠法の選択 (choice of law) や、弁護士報酬の支払いなどの問題がある。とりわけ、大規模化に直接影響する二つの点に留意する必要がある。第一に、多数で原告が構成されることから、訴えの形式がクラス・アクションになる点である。連邦民事訴訟規則 Rule 23 に規定されるクラス・アクションは、多数の当事者の代表者が訴えを提起する訴訟手続である。一九六六年に改正されたこの規則の Rule 23 (b) (3) で、損害賠償を求めてクラス・アクションを提起することになる。第二に、広域訴訟 (Multidistrict Litigation) 手続である。様々な地区の連邦裁判所で係属する訴えを集約して、プレ・トライアルでの証拠調べを特定の連邦地方裁判所に委ねる方法である。⁹⁾ 州と連邦裁判所が二元的に存在するために、同一の訴えを二つの裁判所で提起することが可能である。大規模不法行為の場合には、複数の州および連邦裁判所に同一事件が係属する。いわゆる法廷地漁り (forum shopping) の現象が発生してきたわけである。これを防止するために、合衆国議会は二〇〇五年にクラス・アクション公正法 (Class Action Fairness Act) を成立させた。¹⁰⁾ 同法は、多くの州および連邦裁判所に係属している大規模不法行為のクラス・アクションを単一の連邦裁判所に係属させ、クラス・アクションの連邦化を試みる。¹¹⁾

一方、実体的には、大規模不法行為が新しい請求原因、すなわち従来のコモン・ローとは異なる新しい不法行為類型創出の是非がある。既に見たように、大規模不法行為は大災害・大事故、有毒物質、そして製造物瑕疵によるものに分類される。多くの場合には過失による不法行為に基づいて訴えが提起される。有毒物質や製造物瑕疵では、請求の原因は製造物責任や消費者詐欺に求めている例もある。この典型は食品事例である。事案により製造物瑕疵の厳格責任と消費者詐欺を根拠に訴えが提起されている¹³。請求の原因の多様化は時代とともに発生してきたものである。そこで、食品事例以外でもコモン・ローとは別の新しい請求原因を創出する可能性がある。

不法行為の大規模化により直面する実体法上の深刻な問題が二点存在する。第一は、大規模化により事実関係が複雑になり、その結果、因果関係の判定が困難かつ相当な時間を必要とすることである。大規模不法行為の事例では、多数の当事者と損害発生時期の相違により事実と法的な争点が複雑に混在している。そこで、審理の円滑化のため、因果関係と責任の有無の審理を分離する、いわゆる二段階審理 (bifurcated trial) がなされる¹⁴。特に、有毒物質のように潜在性をもつ場合には、原因発生と損害発生との間に長期のタイムラグが存在する。損害発生時での因果関係の立証は困難を伴うからである。第二は損害賠償の範囲である。発生した損害が理論的に賠償可能かということである。特に有毒物質不法行為の場合には、有毒物質のもつ潜在性がゆえに将来に損害が発生することが多い。損害となる疾病は未発症であるが、疾病の恐怖による精神的損害や、疾病を検査するための費用の損失がある。これらが果たして賠償可能な損害として認定可能かどうかの問題が発生するのである。さらに、不法行為の大規模化を防止することなく招いた加害者への損害賠償責任も考慮される。したがって、損害賠償についての考察は、大規模不法行為の実体法上の重要な問題であるといえる。

二 人身損害への基本の賠償としての填補賠償

(1) 賃金の損失

大規模不法行為により人身損害が発生すると、不法行為者はその賠償が求められることになる。この場合、原則として当該不法行為から相当な関係で既に発生した損害と、将来発生する可能性のある損害の穴埋めである填補を目的として、それが請求される⁽¹⁵⁾。この填補賠償 (compensatory damages) の請求には、未発生損害を発見するための医療検査費用賠償が含まれる。この賠償に加えて、懲罰的賠償が認められる⁽¹⁶⁾。このように、損害賠償は二重構造になっている。そこで、まず基本となる損害賠償を構成する填補賠償の具体的内容について検討することにする。

一般的に、填補賠償を受けることのできる損害の第一が時間的損失である。これは、発生した損害による賃金の損失や所得を獲得する能力停止の金銭的価値の賠償である。第二が損害によって被った経費である。ここでは危険の回避ルール (avoidable consequence rule)⁽¹⁷⁾ が適用され、最小限に抑えられた経費のみが賠償可能である。そして第三が痛みおよび精神的苦痛 (pain and suffering) である。

第一の時間的損失のうち、賃金の損失 (loss of earnings) は、不法行為によって永久にまたは一時的に労働ができなくなることを意味する。このような場合には、被害者は得べかりし賃金⁽¹⁸⁾およびそれに関連する損失利益の賠償を受けることが可能である。この賃金の損失に加えて、所得獲得能力 (earning capacity) の喪失による賠償が認められる。所得獲得能力とは、損害がなければ被害者である原告が行うことができたであろう労働の対価を意味する⁽²⁰⁾。したがって、損害発生時に労働が可能であったか否かにかかわらず、所得獲得能力については請求が可能になる。

(2) 医療費と関連する項目

填補賠償対象である損害によって被った経費には、合理的範囲の医療費やそれに相当に関連した支出が含まれる。身体が治癒するための将来的な医療費もこれに該当することになる。治療や処方にかかる医療費が賠償可能になり、合理的範囲の医療検査費用、薬剤の処方、医療器具や義肢なども含まれる。⁽²¹⁾尚、医療費とそれに関連する費用については、損害回復に必要と予見される範囲で認められている。ただし、この経費は、必要とされる医療サービスや医療器具の実際の支出ではなく、合理的範囲内の金銭的価値に限定される。⁽²²⁾また、これは損害回復のための合理的に必要とされる場合のみ認められる。⁽²³⁾医療費と関連する経費の賠償可能な範囲が、現に支出された医療上の経費ではなく、限定つきながら合理的範囲の金銭的価値とされるのは、損失した価値のみならず将来の損失の補填を考慮したことに他ならない。しかし、実際に支出した医療費であっても合理的範囲を超えたと認定される場合には、被害者である原告はその超過分の賠償を得ることはできないことになる。⁽²⁴⁾大規模不法行為事例の場合には、医療費の具体的な内容とその合理的範囲での価値を決定できる機会が得られるという点から、原告側代理人はこの原則を好ましいものと考えているとされる。⁽²⁵⁾大規模不法行為は、製造物瑕疵や薬害により発生している。そこで、因果関係を科学的な裏付けで立証することで合理的範囲を決定して、未発見の疾病による医療費を得ることができからである。結果的には損害賠償額が多額となる可能性が広がるのである。⁽²⁶⁾しかし、人身損害を発生させる交通事故等のどちらかといえば小規模な不法行為の場合には、妥当と考えられる合理的範囲の医療費を支出しなければ、医療費の賠償は減額となる可能性がある。

被害者にとって人身損害を軽減するための方法は、定期的に医療検査 (medical monitoring) を行うことである。⁽²⁷⁾この医療検査にかかる費用の賠償は医療費の中に含まれるとされる。⁽²⁸⁾填補賠償に該当する医療費の中に医療検査が入ることになれば合理的範囲でその額が決定されるが、疾病が未発症で医療検査がなされた場合の費用賠償が問題となる。何

故なら、医療検査が医療費として認められるには、現在損害が発生している場合に限られるからである。したがって、将来発症予定の疾病のための医療検査費用は、将来発症した後にはじめて賠償が可能となる。しかし、大規模不法行為、特に製造物責任および有毒物質不法行為の場合には、損害が潜伏している可能性がある。前倒して医療検査費用の賠償を得るには、後述するように医療検査費用賠償のための要件が必要となる。⁽²⁹⁾

(3) 痛みおよび精神的苦痛への賠償

痛みおよび精神的苦痛は、原則的に填補賠償の対象となる。ただし、賠償が可能になる苦痛は、意識があることと損害が既に発生していることを前提とするものに限られる。⁽³⁰⁾ また、身体に加えられた傷害と痛みとの間に相当な因果関係が認められた場合には、当該傷害の治療の際に発生する痛みも賠償可能である。例えば、治療の際に用いられた薬剤による副作用による苦痛がこれに該当する。⁽³¹⁾

これらの精神的苦痛は専門家鑑定 (expert testimony) により証明されるが、これは必ずしも要求されるものではない。多くの場合、既に発生している身体的損害とその医療の必要性があれば、身体的および精神的損害が推定されると考えられている。⁽³²⁾ しかし、精神的損害認定のための明確かつ客観的基準は乏しい。そのため、痛みおよび精神的苦痛の損害賠償額を算定することは容易ではない。

痛みおよび精神的苦痛には、身体の傷害から派生する痛み、不快感、そして喪失感が含まれる。また身体の一部や身体的機能の喪失⁽³⁴⁾などは、相当程度の痛みや不快感が伴うものであると推定され、填補賠償として賠償可能とされている。顔などに傷がある場合⁽³⁵⁾には、他者による識別が困難な程の些細なものであっても不快感の存在を推定する判決も存在する。痛みおよび精神的苦痛の推定には、不法行為による損害が現に発生していることを根拠とする。これに基づいて賠

償が認められるわけである。⁽³⁶⁾ただし、傷等の外観上認識可能な人身損害が存在しなくても、精神的損害賠償を認める事例もある。飛行機事故発生直前の精神的苦痛や、飛行機が一万フィート落下した際の精神的苦痛⁽³⁷⁾に対して損害賠償を認めた例である。また、放射線治療の失敗によりガン発生を恐れた原告に、一万五〇〇〇ドルの精神的損害賠償を認めた事例も存在する。⁽³⁹⁾後述するように、将来の疾病発症の恐怖による精神的損害賠償には、何らかの損害が既に発生していることが必要である。ただし、精神的苦痛が強く推定される場合には必ずしもそれが妥当しないのである。

痛みおよび精神的苦痛を効果の側面から見た場合、それらは人生の謳歌 (enjoyment of life) の損失をもたらしていることになる。身体的損害のために音楽やスポーツなどの趣味が満喫できない状態が発生した場合、この損失は填補賠償が可能であると考えられている。例えば、テニスなどの競技ができなくなった原告による主張が容れられている。⁽⁴⁰⁾この損失は、ほぼ例外なく賠償されると考えられている。⁽⁴¹⁾

ただし、人生の謳歌の損失を痛みおよび精神的苦痛の一形態として位置づけるか、それともそれとは独立した損害賠償の要素とするのかの問題がある。人生の謳歌の損失があったことの意識がない場合には、損害の意識を成立要件とする痛みおよび精神的苦痛への損害賠償は認められることはない。しかし、それが痛みおよび精神的苦痛から独立しているれば、賠償は可能ということになる。例えば、交通事故により意識が混濁している場合、当然趣味を行える状態ではないので人生の謳歌の損失といえよう。ただし、それをどのように位置づけるかによって、意識の混濁という状況が損害賠償の是非に関係してくる。多数の判例はそれを痛みおよび精神的苦痛の一形態と認めてきたが、一九九〇年代以降は、徐々にではあるが独立した損害賠償の要素とする傾向が見られるようになってきている。⁽⁴²⁾例えば、一九九七年のニュージャーシー州裁判所判決である *Ocasio v. Amtrak* はこれを認めている。本件では、長年の麻薬使用により原告の意識が混濁の状況であった。裁判所は、精神的および身体的機能の状況を考慮に入れて判断したと述べている。⁽⁴³⁾したがって、

長期間の精神的かつ身体的機能不全があれば、意識の有無は問題とはならないわけである。しかし、人生の謳歌の損失を損害の意識なしに認めれば、その賠償の範囲の拡大は免れなくなり、結果的に賠償額が多額化は避けられない。意識を条件とせずに人生の謳歌の損失を認めてしまうと、精神状態とは関連性のないものまで損害賠償の範囲に含まれるという問題が発生するのである。⁴⁴⁾

以上のように、意識による作用を否定する一部の傾向があるものの、精神的損害賠償には損害が既に発生していることが前提とされる。しかし、大規模不法行為、とりわけ有毒物質不法行為の特徴は潜在性である。ガンのような重篤な疾病を将来発生させる蓋然性の高い物質の摂取により、疾病発症の恐怖による精神的損害も起こり得る。そこで、未だ損害が発生していない場合での、精神的損害賠償の請求可能性の検討が大規模不法行為事例には必要となってくる。

三 疾病発症の恐怖への精神的損害賠償

(1) インパクトルールとその修正

コモン・ローにおいては、過失による不法行為を原因として精神的損害賠償を請求するには制限があった。インパクトルール (Impact rule) または身体損害ルール (physical injury rule)⁴⁵⁾ と呼ばれる法理が、精神的損害賠償の請求をする上で、一定の身体への接触や損害を前提にすることを求めたのである。大規模不法行為、とりわけ有毒物質不法行為における精神的損害の賠償は、一九八〇年代初頭まで明確にインパクトルールが適用されていた。例えば、一九八二年のマサチューセッツ州裁判所判決である *Payton v. Abbott Labs* は、「請求の根拠が曖昧な、また行儀が悪く感情を害するような訴えを制限する」⁴⁷⁾ ためにインパクトルールが適用されると述べていた。同年のペンシルバニア州裁判所判決で

ある *Peternan v. Techalloy Co.* においても、インパクトルール適用の継続が見られた。⁽⁴⁸⁾

この状況に変化が起りインパクトルール適用の柔軟化がなされるようになってきたのが、一九八〇年代中頃以降である。これを示す例に、一九八六年のマサチューセッツ州裁判所判決の *Anderson v. W.R. Grace & Co.* と、同年の合衆国第五巡回控訴裁判所判決による *Hagerty v. I&L Marine* がある。前者は、免疫システムへの損害があればその後の疾病発症がなくても精神的損害賠償を認めた。⁽⁵¹⁾ そして後者は、精神的損害が重大であれば外観上人身損害が不在であっても、原告がガン発症の恐怖から生ずる精神的損害の賠償請求を容認した。これらにより、細胞内での損害を前提としてインパクトルールが満足されることが示されたのである。さらに、一九八七年にはニュージャージー州最高裁判所が *Ayers v. Township of Jackson* と、⁽⁵³⁾ 相当な期間汚染された水を飲用した認識が直接精神的損害を引き起こしているのであれば、その賠償を認めた。⁽⁵⁴⁾ また、一九八八年の *Sterling v. Veliscol* で、ガン発症の恐怖が合理的に認識である場合に限り精神的損害賠償を認めている。⁽⁵⁶⁾

本判決が示した合理的に認識できるとは、精神的苦痛が疾病発生子測との間に相当な因果関係をもつことである。したがって、単なる疾病発生の蓋然性とは異なる。⁽⁵⁷⁾ また、一九九〇年のカリフォルニア州控訴裁判所判決の *Potter v. Firestone Tire and Rubber Co.* は、合理的認識を不要とする判断を示した。本判決は、ガン発症が合理的に推定されなくとも精神的損害の賠償が認められると判示したのである。本件は、発ガン性物質が飲料用井戸水を汚染した事件である。この事実から、ガン発症の恐怖が合理的に推定されると判断したのである。⁽⁵⁹⁾

(2) 合衆国最高裁判所の対応とその後の動向

ところで、合衆国最高裁判所は一九九七年の *Metro-North R.R.Co. v. Buckley* において、⁽⁶⁰⁾ コモン・ロー上の過失に基

づく精神的損害への賠償が認められるには、顕在的な疾病の症状が必要であると述べた⁽⁶¹⁾。本判決は、顕在的な疾病の症状がなければ、①重要な事件とそうでないものと区別することが困難となり、②無制限かつ予測不可能な責任を負わせることになり、③些細な事件が増加する可能性がある、という理由を示して精神的損害賠償を否定したのである。

しかし、その後の二〇〇三年の *Norfolk & Western Ry. Co v. Ayers* ⁽⁶⁵⁾ では逆の判断を示した。精神的損害が痛みと精神的苦痛への損害を構成するという理由でその賠償を認めたのである⁽⁶⁶⁾。本件は、元鉄道従業員が業務中にアスベストを吸引して、それによる損害の賠償を求めたものであった。本判決は、アスベストによるガン発症の恐怖が真正かつ重大 (genuine and serious) である場合に限り、その賠償を認める基準を示している⁽⁶⁷⁾。しかし本判決以降、合衆国下級審裁判所は、将来の疾病発症に対する精神的損害賠償を否定する傾向を示し始めた。まず、ニューヨーク州合衆国地方裁判所は *In re Rezulin Products* ⁽⁶⁸⁾ で、細胞内での潜伏期にある疾病を損害とせず、疾病への精神的損害の賠償を否定した。将来疾病が発症することはないと認定した上で、細胞への損害が完全に推測に過ぎないと結論づけたのである⁽⁷⁰⁾。

次に、ジョージア州合衆国地方裁判所は *Parker v. Bush Wellman, Inc.* ⁽⁷¹⁾ で、精神的損害賠償には生理学上の損害の兆候を必要とし、細胞内の損害はそれには該当しないと判断した⁽⁷³⁾。また、HIVに感染して発症した場合と、有毒物質に曝されて将来発症の蓋然性がある場合とは区別すべきであるとも述べている⁽⁷⁴⁾。合衆国第六巡回控訴裁判所は、*Rainier v. Union Carbide Corp.* ⁽⁷⁵⁾ で、ウラン濃縮施設の従事者が被った細胞への損害は身体的損害に該当しないと判定し、細胞内損害発生による精神的損害の賠償を否定した⁽⁷⁶⁾。同裁判所は、この判断に至る過程で次の三点を考慮に入れている。第一に、現在の損害賠償請求が認められると将来の賠償を否定する単一請求ルール (one claim rule) を適用すれば、将来損害が発生した場合に、その賠償が認められないことであった。何故なら、本件請求は将来の身体的損害を前提としているからである⁽⁷⁷⁾。第二に、精神的損害賠償請求は推論的で損害額算定が不可能となることであった⁽⁷⁸⁾。そして第三に、

未発症の疾病への恐怖に対する精神的損害賠償を認めれば訴えが増加するのではないか、⁽⁷⁹⁾ という懸念であった。

以上の合衆国下級審裁判所で示された裁判例は、いずれも細胞への損害を身体的損害とせずインパクトルールが満たされないことを示している。一九八六年の Anderson 判決の判断方針⁽⁸⁰⁾が継続しているものの、同判決とは異なり細胞内損害という外観的に明確さを欠く損害をインパクトルールの要件から外したことを示している。ただし、Parker 判決⁽⁸¹⁾では、生理学的に損害の兆候が現れた場合には身体的損害を認めている。そこで、個人の体質によっては身体的損害が認定され、最終的には精神的損害賠償も可能となる。従来から未発症の疾病への精神的損害賠償は、蓋然性の程度がその核心にある。一九八〇年代後半においては、大規模不法行為、とりわけ有毒物質不法行為は疾病発症の蓋然性が高いとする前提があり、そこから容易に身体的損害が認定された。しかし、現在ではかような論理を採ることはないということである。⁽⁸²⁾ アスベストの事例のみが身体的損害発生を推定して精神的損害を認めている。したがって、疫学的に発症の蓋然性が高い有毒物質の事案に限り精神的損害賠償を受けられるといえよう。

四 未発症疾病発見目的の医療検査費用賠償

(1) 医療検査費用賠償の請求に至る背景

医療検査費用賠償 (medical monitoring damages) とは、医薬品や有毒物質を摂取または接触した者が、疾病発症の医療検査のために要した経費の補償である。⁽⁸³⁾ 大規模不法行為訴訟においては、これは填補賠償および懲罰的賠償と並び請求される賠償の類型となっている。⁽⁸⁴⁾ 医療検査費用は、一九八〇年代末より損害賠償の一類型として主張されはじめ、大規模不法行為訴訟における争点となってきた。⁽⁸⁵⁾ 有毒物質などの摂取による疾病発症を恐れた原告が、その可能性の有

無を検査するための医療検査費用賠償は、従来の賠償とは異なる性質をもつ。それは、何ら疾病の症状がないままの損害賠償請求であり、未発症の損害の発生蓋然性を前提にしているからである。

医療検査費用の損失が賠償の対象となるのが初めて判断されたのが、一九八四年の合衆国ワシントン地区巡回区控訴裁判所の *Friends For All Children v. Lockheed Aircraft Corp.*⁽⁸⁸⁾ 判決である。本件訴えはベトナムから脱出の際に飛行機事故に遭遇して生存した一四九名のベトナム戦争孤児により提起された。原告は、飛行機事故により機内の酸素濃度が極端に低下し、脳に合併症を引き起こした可能性があると主張して、医療検査費用賠償を請求した。⁽⁸⁷⁾ 被告である *Lockheed Aircraft 空輸会社*は、実際に損害が発生していないので、原告の請求には根拠がないと抗弁した。同裁判所は、定期的な診断と検査が必要であると判断し、⁽⁸⁸⁾ 原告が請求する医療検査費用の賠償を認めている。

本判決の三年後の一九八七年に、*Ayers v. Jackson Tp.*⁽⁸⁹⁾ が出された。ニュージャージー州最高裁判所は、①有毒物質によって重度にさらされ、②疾病発症の危険性が高まっており、③医療検査が初期診断に有用であり、④検査が合理的範囲内であつた必要であれば、⁽⁹⁰⁾ 医療検査費用賠償が認められると判断した。その後の一九九〇年になって、医療検査費用賠償の成立要件が明確になってきた。合衆国第四巡回区控訴裁判所は *In re Paoli R. R. Yard PCB Litigation*⁽⁹¹⁾ において、次の医療検査費用賠償要件を示した。①被告の過失により身体に危険な有害物質に重度にさらされ、②将来疾病にかかると危険性が増大しており、③その危険性により医療検査が必要となっており、④初期診断に有用な医療検査手法が存在する場合に、医療検査費用賠償が認められると判断したのである。⁽⁹²⁾

一九九〇年代後半より医療検査費用賠償を求める訴えが増加してきた。その多くは州裁判所に係属して、医療検査費用賠償が認められている。一方で、連邦裁判所はその請求を棄却する傾向にあった。⁽⁹⁶⁾ 一九八〇年代の連邦裁判所が行った判断との相違は、一九九〇年代の事案が疫学的に発症蓋然的な疾病を対象としたからである。⁽⁹⁷⁾ 既に発生した損害では

なく、将来発生するかもしれないということであつたために、訴えが棄却されたのである。また、連邦裁判所では州籍相違管轄権を行使する際には各州の不法行為法など州実体法に基づいて審理する。したがって、医療検査費用賠償の全米統一の要件を示すことができない。根拠とする州コモン・ローおよび州制定法で構成される州不法行為実体法上で医療検査費用賠償が是認されるか否かによつて、連邦裁判所の判断が左右されることになる。

この相違を決定づける要素は、医療検査費用を救済とするのかそれとも請求原因として認めるかである。救済とする、例えば過失による不法行為など従来の不法行為の要件をまず証明する必要がある。しかし、医療検査費用をコモン・ローによる不法行為とは独立した請求原因として認めると、それを構成する要件が示されると賠償が受けられる。多くの州は医療検査費用を独立した請求原因として認めていない状況にある。⁽⁹⁸⁾ それでは、いかなる理由でかような状況に至っているのか。医療検査費用賠償の要件を分析することにより、これを検討する。

(2) 医療検査費用賠償が請求原因となる場合の成立要件

① 有毒物質と医薬品への被曝および摂取と有毒性の要件

医療検査費用損害賠償の成立要件のまず第一が、有毒物質や医薬品に重度にさらされることである。重度ということとは、原告が有毒物質に接触状態にあるとともに医薬品を日常的に服用することが推定される。また、重度を満たすための接触が、直接的なものでなければならぬかどうかについては判例の見解が分かれている。というのは、有毒物質に間接的にさらされた者にも、将来の疾病発症危険性があると認めるものがある一方で、直接的にさらされた者のみに限定する例が見られるからである。⁽¹⁰⁾

このように接触の直接性に関する判例の見解に相違があるものの、多くは重度にさらされたことの基準を示していな

いのが現状である。⁽¹⁰⁾ Avers 判決では、この状態の特定のために有毒物質および医薬品の投薬量と効能の調査を求めていくにすぎない。⁽¹¹⁾ また Paoli 判決では、原告のさらされた量と居住地域の量との比較を行い、原告とフィラデルフィアの PCB 濃度調査を実施してその結果が陪審に説示されているだけである。⁽¹²⁾

問題となるのが医薬品と有毒物質とでは証拠が異なるという点である。医薬品の場合には、特に処方薬では処方記録が残っており投薬量が明確で直接証拠が存在する。有毒物質の場合にはさらされた量を直接特定するものがない。したがって、この量は状況証拠によらざるを得なくなり、有毒物質にさらされた量を証明することが困難になるのである。

この量の特定が行われると、次に物質の性質が有毒かどうかを決定する必要がある。そこで、物質の毒性が賠償のための第二の要件となる。原告は、特定の成分と疾病との間の相当な因果関係を示す科学的証拠の提示、すなわち当該物質がまさに有毒で疾病を発生させるものとなることの証明が求められる。ただし、この毒性が人体に影響を与えなければならぬ程度までなのか、⁽¹³⁾ それとも動物実験の段階で足りるのかについては裁判所によって異なっている。

② 被告の違法行為による行為により疾病発症の重大な危険が存在する要件

第三の要件として、原告の医薬品や有毒物質による接触が被告の違法行為で発生したことが求められる。ペンシルバニア州裁判所では、被告に過失があることを前提とする。⁽¹⁴⁾ しかし、過失による不法行為の成立が常に違法行為を推定するとは限らない。例えば、ウェスト・ヴァージニア州裁判所では、損害発生が被告の不法行為と合理的に直接の関連 (reasonably proximate) が考えられる場合に医療検査費用賠償が請求できるとしている。⁽¹⁵⁾ したがって、医療検査費用賠償での責任違反の根拠は未確定な状況にあるといえる。不実表示 (misrepresentation) や消費者詐欺 (consumer fraud) などにより被告の違法行為を推定する例も存在する。⁽¹⁶⁾

第四の要件は、将来の疾病が発症する危険性が存在することである。すなわち、潜在的疾病に将来的な発症の蓋然性があるということである。この要件を構成する要素の第一は、被曝もしくは摂取した有毒物質や医薬品と疾病の発症の間に因果関係が存在することである。そこで、まず原告は、当該有毒物質または医薬品が全ての摂取または被曝者に害を与える一般的因果関係 (general causation) と、次にその害が原告に及んだという特定因果関係 (specific causation) を証明する必要がある⁽¹⁰⁾。しかし、摂取や被曝と特定個人の潜在的疾病との特定因果関係の立証は、物証が不在となる場合には不可能となる。その際には特定因果関係の成立は認められない。単なる推測のみに基づいたものは医療検査費用賠償の請求は棄却されるのである⁽¹¹⁾。例えば、アスベストが混入した衣服を着用することと将来ガンが発症することの因果関係を立証しなかつたとして、医療検査費用損害賠償の請求が棄却された例がある⁽¹²⁾。

第四の要件を構成する要素の第二が、将来疾病が発症する危険が重大なことである。これは、将来疾病の発症蓋然性の程度が高いことを意味する。ただし、裁判所によって求める程度は異なり、三つの基準が存在する。第一は、多くの裁判所が採用するもので、医療検査受診が当然に必要 (reasonably necessary) な程度の基準である。裁判所は必要性について様々な評価基準を設定しているが、一九九〇年代以降は疾病初期の診断と潜在的疾病診断を示した後、特に重大に (significantly) 危険性を増大させている証拠を要求する傾向が見受けられる⁽¹³⁾。これは、「原告は重い潜在的疾病にかかる重大な危険性を増大させていることを証明しなければならぬ⁽¹⁴⁾」や「増大した危険性は重大でなければならぬ⁽¹⁵⁾」と表現されている。第二は、原告と原告居住地域住民との比較から決定する基準である。すなわち、原告が有毒物質にさらされなかつた場合の危険性と地域住民が被る危険性との比較である⁽¹⁶⁾。そして第三は、有毒物質の摂取またはさらされたことよって増大した危険性が存在だけで医療検査費用賠償を認める基準である。これは三つの基準のうち最も賠償を認めやすいものである。この基準を示す判例は、どのように些細なものであつてもガン発症の危険性の増

大が認定されたならば、医療検査費用賠償請求を支持するとしている⁽¹⁷⁾。しかし、この見解は一九八七年に示されたものである。第一のものと比べ大幅に緩和された基準であり、現在における妥当性は不明である。

③ 医療検査が当然に必要とされる要件

第五の要件となるのが、原告が医療検査を当然に必要としているということである。典型的には「現代の科学的法則によれば提示された医療検査が当然に必要である」という表現がなされている。いくつかの裁判所では、この当然に必要な状態の決定のため、医療検査の有効性を判断している。原告により請求される医療検査が将来の疾病の早期発見になることを求めるのである。早期発見可能な医療検査が存在しなければ、医療上の効果を否定し、検査費用の賠償を無駄であると判断するのである⁽¹⁸⁾。その一方で、そのような医療検査の必要性を前提とせず、「医学が急速に発展する時代にあつては、そのような固定的な要件を負わせることはためらわれる」と述べ、医療検査費用賠償を当然に認める判例も存在する。医療検査の目的は、将来発症するかもしれない疾病を発見して治療することである。そこで、早期発見が可能な医療検査の存在を求める判例の多くは、重篤な疾病の発見につながることを必要としている⁽¹⁹⁾。

医療検査の有効性を特定するために、いくつかの判例は医療検査が有毒物質の摂取や被曝検査のために特有なものであることを求めている。これは、原告の請求する医療検査が既往症や別の物質に対する被曝の検査とは無関係であることを示すものである。Hansen 判決では、有毒物質に二回さらされた例であつたが、初めにさらされた際に受けた医療検査と二回目が同じものであればその検査費用の賠償を受けることはできないと判断している⁽²⁰⁾。そこで、原告が従来から受けている医療検査が、有毒物質にさらされたことにより必要な検査と同様なものであれば、その費用の賠償は否定されることになる。さらに、喫煙常習者の原告であれば、タバコの有毒性の推定が前提とされ、心臓血管への危険性判

定検査や定期的な体力検査の必要性が否定されることになる。⁽¹⁴⁾

その他多数の判例は、医療検査の有効性の判定をすることなしに、原告より提示された医療検査内容が行政や医療機関が推奨する検査内容に合致すれば、医療検査の当然の必要性を認定している。例えば糖尿病治療薬のレズリン (Rezulin) 摂取にかかる損害賠償を請求した訴えでは、「アメリカ糖尿病学会やアメリカ臨床内分泌学会は、何ら糖尿病患者への治療ガイドラインを公表しておらず、また保健関係の政府機関も医療機関も以前にレズリンを摂取した者への医療検査を推奨していない」⁽¹⁵⁾と述べて医療検査費用損害賠償を認めていない。またタバコ訴訟では、いかなる医療機関や政府機関とも医療検査を推奨していないとして、医療検査賠償を否定した評決を支持している。⁽¹⁶⁾

以上のような医療機関の推奨を必要性判断の基準とする判例の他に、医療機関の推奨が不在であっても「健康状態の情報求めたいとする原告の主観的な必要性に基づいて」、⁽¹⁷⁾当然の必要性を決定する少数の判例も存在する。いずれの立場をとるにせよ、当然の必要性を決定するにあたっては、医療検査の妥当性が決定される必要がある。その際には、医療検査にかかる有効性を検討するとともに、それが当事者の健康への意識を妨げる危険性に十分に留意すべきであることはいうまでもない。

医療検査費用賠償の要件は、一九八七年の *Ayers* 判決と、一九九〇年の *Paoli* 判決において示された要件を基礎として、その内容を詳細に発展させてきた。損害が未発生であるにもかかわらず、医療検査を請求の原因としてその要件を確定しようとしてきた傾向は、一九八七年と一九九〇年の判決が端緒であったわけである。医療検査費用を請求の原因として構成する場合、五つの要件が必要であった。それぞれの要件において解釈基準が対立していた。この複雑さが多くの州で医療検査賠償を請求の原因としなかった理由の一つといえよう。それでは、医療検査を請求の原因とせず、過失による不法行為など従来のコモン・ローの請求原因に基づいて救済として請求した場合にはいかなる状況となってい

るのか、関連する問題を含めて次に検討する。

(3) 医療検査費用賠償の位置づけと関連する問題

多くの裁判所は医療検査費用賠償を独立した請求原因としてではなく、救済の一形態としてとらえてきた。例えば Potter 判決は、「被告の行為が医療検査の必要性を発生させていると認識したとしても、それが新しい不法行為の類型を創るものではない。従来 of 不法行為の下で責任が確定した場合に、損害の一賠償となるにすぎないのである」と述べている。したがって、救済とされる理由は、あくまでも被告の行為により直接の結果 (proximate consequence) が将来の医療費支出を発生させているからである。直接の結果という表現から想定されるように、過失による不法行為の因果関係を前提にしているのである。

医療検査費用を医療費の一部としてとらえ、不法行為の救済として損害賠償に組込むのであれば、原告は請求の原因となる不法行為の成立要件をまず立証することになる。その上で、前述した医療検査費用賠償の要件を立証することになる。そこで、医療検査費用を新しい請求原因と位置づけられれば、その要件を立証すれば足りることになる。

しかし、損害が既に身体に発生している (physical injury) ことを要求する裁判例がある。例えば、ペリリウム被害による医療検査費用の賠償請求を判断した Parker v. Brush Wellman Inc.⁽¹⁶⁾ では、原告は現に人身損害を発生させていないとして、その賠償請求を棄却している。さらに、既に発生した身体的損害を医療検査費用賠償の前提とする傾向は、二一世紀に入って強化されている。⁽¹⁷⁾ この傾向を示す裁判例は、いずれも従来から医療検査費用賠償を救済の一類型として位置づけるとともに、人身損害の発生を前提にそれを認めてきた裁判所によるものである。将来発症の疾病への恐怖に対する精神的損害賠償と同じく、一部の州においては未発生の損害であればその賠償を認めない傾向である。そこで、

これらの州では精神的損害賠償のみならず医療検査費用賠償においても、医療検査費用を原告が立て替えておき、そして将来疾病が発症した場合に限り被告から償還を受けることになる。しかし、疾病の潜伏期間は未定である。将来損害が発生したとしても、被告が不法行為債務を履行できる経済状態かは不明である。破産していることが考えられるからである。そのため、財団を設立して償還に対応することがある。⁽¹³⁾薬害および有毒物質被害による大規模不法行為の場合には損害の潜在性があり、これが医療検査費用賠償を受けることを困難にしている。換言すれば、当該賠償は損害概念を変化させており、ひいては権利義務に影響を与えているので立法的対応の必要性も説かれている。⁽¹⁴⁾

五 大規模不法行為と懲罰的賠償

(1) 懲罰的賠償の目的と根拠

アメリカのほとんどの州では、特定の場合に州コモン・ローに基づいて懲罰的賠償 (punitive damages) を認めてきた。⁽¹⁵⁾その額は、原則的には民事陪審で決定される。懲罰的賠償は、填補賠償に加えて金銭が支払われるものである。従来は、不法行為者が社会的義務を無視して違法行為をしようとする意思である害意 (malice) をもって、重大な違法行為を行った場合に認められた賠償であるとされてきた。⁽¹⁶⁾また、懲罰的賠償を自動的に受けることができる特定の不法行為はない。原告が被告の違法行為により損害を受け、少なくとも名目的賠償を得ることができれば、懲罰的賠償が認められる。⁽¹⁷⁾懲罰的賠償の目的は、違法行為に対する懲罰のみならず抑止をも目的とする。填補賠償に加えて懲罰的賠償金の支払いを命ずることで、違法行為が反復されることを抑止しようとするものである。経済的視点からは、被告が原告の損害に対して填補賠償で損害の穴埋めを行ったとしても違法行為により不当な利益を得ることもあり、そ

の抑止のために懲罰的賠償が必要とされると考えられている。⁽¹³⁶⁾

懲罰的賠償は、損害の加害者である被告の行為が「合法的な行為から極端に逸脱している」⁽¹³⁷⁾場合に、被告の害意という意思の状態により決定される。この害意に関して判例は、損害発生故意を要求するものと、⁽¹³⁸⁾被告が単に危険を意識的に無視して無謀な行為を行うだけでそれを推定するものに分かれている。⁽¹³⁹⁾さらに、故意によらないが非難に値する行為や他者の危険に対して目にあまる程の無関心な行為の場合にも、懲罰的賠償金の支払を命じた例がある。⁽¹⁴⁰⁾被告の権限の濫用や原告との関係からも懲罰的賠償が認められている。⁽¹⁴¹⁾

このように懲罰的賠償の根拠は多岐にわたる。ただし、損害発生故意をもたなくても、被告が故意に相当な危険を冒す行為に関わる場合に、裁判所が懲罰的賠償を認める傾向があるという指摘がある。⁽¹⁴²⁾また、懲罰的賠償を認める目的が不法行為の抑止にのみ重点を置くのであれば、この賠償は懲罰の意図をもつことがない。この場合には、必ずしも被告の害意は必要とされない。⁽¹⁴³⁾

懲罰的賠償の具体的事例の中には、故意による不法行為に該当する暴行や詐欺がある。これは損害発生を認識して行爲したことに對する罰として懲罰的賠償を認めたものである。何らかの信頼関係を前提とする信託義務 (fiduciary duty) の違反についても同様といえる。⁽¹⁴⁴⁾ 反復される不法行為や故意による環境破壊に対しては、当該行為の懲罰と抑止の兩者を目的とすることができ、懲罰的賠償を認めることが可能である。しかし、薬害などの製造物責任についてはいずれの目的のために懲罰賠償を認めるものか不明である。単なる過失であればいずれの目的も不要と考えられるからである。避妊器具の Dalkon Shield が女性の身体に悪影響を与えるものであることを知っていたながら、それを販売する利益の方が填補賠償を支払うよりも多いと期待した製造者の A. H. Robins 社は、懲罰的賠償金の支払いを命じられている。健康被害可能性の情報を非開示にしたことが、故意の不法行為であるとされたためである。⁽¹⁴⁵⁾ 本件では、

害意による違法行為の罰として懲罰的賠償が認められたわけである。したがって、違法行為の抑止は副次的と推定されるのである。ただし、明確な害意が存在しなくても懲罰的賠償を裁判所が認めてきた経緯を考慮すれば、違法行為の抑止目的を重点に置いたとしてもこの賠償が認められる可能性がある。

そこで、懲罰的賠償という経済的な被害者への加重負担の要求を、被告の行為が懲罰に値するものかまたは抑止の必要性があるのかのいずれかに基づいて決定すべきという指摘は妥当であろう。個人による暴行や強迫などの不法行為と、営利活動を目的とする企業による大規模に損害を発生させる場合とは、その対応としての懲罰的賠償の目的が異なる。前者の場合には、被告の行為への制裁そのものに懲罰的賠償の目的がある。後者の場合には、企業が有毒物質等で他者に損害を与える行為の抑止にその目的を見出せる。第二次不法行為リストメントは、懲罰的賠償の目的を害意などの主観的要素に求めている。著しく常軌を逸した (outrageous) 行為を罰し同様な行為の抑止という客観的要素に基づいた目的を示している。⁽¹⁴⁾ 大規模な不法行為が著しく常軌を逸した行為であり、その抑止を目的とすることができるのであれば、過失による大規模不法行為であってもその被害者は懲罰的賠償を受けることができよう。

(2) 懲罰的賠償額の算定と関連する問題

コモン・ローの下では、懲罰的賠償は賠償総額に制限が設けられていないだけでなく、その算定の客観的基準も存在しなかった。⁽¹⁵⁾ ただし、裁判所は次の懲罰的賠償額を算定する要素を示していた。すなわち、①被告の違法行為による責任の程度、②被告の財産額、③違法行為による利益、④裁判費用、⑤被告への全民事および刑事制裁の総計、⑥被告の違法行為により発生もしくは発生可能性 (potentially) のある損害と原告が被った損失の比である。⁽¹⁶⁾

被告の財産額である②は、懲罰的賠償額を決定する際の重要な考慮要素となっている。⁽¹⁷⁾ 何故なら、その額が懲罰的賠

償の効果に関わってくるからである。賠償額が過多であれば、被告を破産に追い込む危険性を孕んでいる。⁽⁸⁾ また、暴行などの事例では、少額の懲罰的賠償であれば裕福な被告の懲罰と違法行為の抑止効果は薄いことになる。

企業が有毒物質や瑕疵ある製造物を市場に流通させた場合には、行為の制裁ではなく再発防止のための抑止が懲罰的賠償の主たる目的となる。そこでこのような場合には、懲罰的賠償額の算定に際して、企業の違法行為による責任の程度は重要な要素とはならない。抑止効果を求めるものであれば、まず抑止を実行させる要因が必要だからである。そこで、金銭の負担感こそが懲罰的賠償額を決定する上で重要となる。環境破壊などの大規模不法行為の場合を想定すれば、仮に将来発生する蓋然性のある損害額をも填補賠償として全て認められれば、その賠償額は多額にのぼるために十分な抑止効果が生まれることになる。それでは、填補賠償が多額であればこれにより懲罰的賠償の効果が代替せられるということになる。⁽⁹⁾ したがって、大規模不法行為では懲罰的賠償が必要であるのか疑問となる。

損害と原告の損失との間の比に言及した⑥は、既に発生した損害のみならず発生可能性をも考慮した損害が懲罰的賠償額の基準であることを意味する。損害の発生可能性とは未発生の損害である。懲罰的賠償は填補賠償とは異なり将来に発生する可能性のある損害をも算定の根拠とするのである。例えば、被告が原告の頭を狙って銃を発射したところ、五〇ドルのメガネに当たりそれを壊しただけであった場合には、既に発生した損害が低額なので制裁のみならず抑止も期待できない。このように、現実が発生した損害が低額の場合には、被告の違法行為から発生する可能性のある損害を懲罰的賠償額に含めることになる。⁽¹⁰⁾ そこで、将来発生するであろう頭への損害も懲罰的賠償額の決定要素となる。

(3) 懲罰的賠償への憲法と制定法上の制限

懲罰的賠償は民事上の損害賠償であるので、刑事上の二重起訴の禁止 (double jeopardy) ルールは適用されない。⁽¹¹⁾

しかし、実際被った損害よりも受ける額が多くなる懲罰的賠償は憲法の視点から問題が提示される。合衆国最高裁判所は、合衆国憲法上の適正手続 (Due Process) ⁽¹⁵⁾ から懲罰的賠償決定のための考慮事項として次の二点を示してきた。すなわち、①賠償額を決定する陪審に、懲罰的賠償の目的には懲罰と抑止があるとともに、必ずしも懲罰的賠償を認める必要がないことも説示すること、②裁判所は口頭弁論後に懲罰的賠償額の適正さを審査しなければならないことである。⁽¹⁶⁾

特に②に関して、合衆国最高裁判所は、過多の賠償額を適正手続違反であると示してきた。一九九六年の BMW of North America v. Gore ⁽¹⁸⁾ は、懲罰的賠償額の極端な過多を理由として適正手続に違反すると判断したのである。本件は、被告人の Gore が原告人の BMW of North America から新車を購入したことに端を発する。当該車は、被告人に売却される前に、酸性雨により車体が損傷したので塗装し直していた。原告人は、この事実を開示することなくそれを新車として売却した。⁽¹⁹⁾ 塗装し直したことにより、当該車の小売価格が四〇〇〇ドル下落したことが判明していた。陪審による評決は、消費者詐欺を理由に四〇〇万ドルの懲罰的賠償を認めた。後にアラバマ州最高裁判所は二〇〇万ドルまで減額した。⁽²⁰⁾ 本判決は、この懲罰的賠償額を過多で適正手続に違反するという理由で破棄した。まず合衆国最高裁判所は、懲罰的賠償が不法行為者の態度を変えさせる効果があることを確認し、本件の懲罰的賠償額はそのような効果を発生させるために必要な額を超えていると述べた。⁽²¹⁾ 次に、被告が制裁についての公正な告知を受けていないので懲罰が科されることはない結論づけた。⁽²²⁾ その際に合衆国最高裁判所は、従来とは異なる三点の懲罰的賠償額決定の考慮要素を示した。まず第一に、車の損傷に関する不開示の非難の程度である。第二に、被告人が受けまたは受ける可能性のある全損害と、懲罰的賠償額との不均衡である。そして第三に、他の民事上の制裁と懲罰的賠償の間での金額の相違である。⁽²³⁾ 本判決は、懲罰的賠償と事実不開示にかかる制定法上の罰金とを比較した上で、懲罰的賠償額を多額と認定して合衆国

憲法修正一四條の適正手続に違反すると判断したのである。⁽¹⁶⁵⁾

不法行為責任等に関する不法行為制度改革 (torts reform) は多くの州で行われている。懲罰的賠償額の制限もそのうちの一つである。⁽¹⁶⁶⁾ 既に特定の事案に限り、懲罰的賠償を認める制定法が存在していた。⁽¹⁶⁷⁾ この不法行為制度改革の目的は、懲罰的賠償額を制限するものである。連邦法では、連邦雇用関係法が故意による雇用差別をした雇用者には、財産額にかかわらず、雇用する被雇用者の数に応じた懲罰的賠償額を負わせている。⁽¹⁶⁸⁾ 州法は各々異なる。その内で、まず填補賠償額に一定の倍数を掛けたものを懲罰的賠償の最高額にしているところがある。例えば、コロラド州では填補賠償額を超えない額とし、フロリダ州では填補賠償額の三倍までの制限を設定している。⁽¹⁶⁹⁾ また、カンザス州は過去五年間の年収または五〇〇万ドルのうち少額の方を懲罰的賠償の最高額として、一定金額で制限を行っている。⁽¹⁷⁰⁾ さらに、ニュージャージー州のように、填補賠償額の倍数制限と一定金額制限の併用を行う州もある。⁽¹⁷¹⁾ 概括的ではあるが、州法上の賠償額の制限を類型化すると、①填補賠償額の倍数で制限する方法、②被告の税引年収により制限する方法、③特定の上限金額による制限する方法、④填補賠償額の倍数または特定の上限金額の併用方法がある。⁽¹⁷²⁾

過大な懲罰的賠償は被告を破産に追い込み、不法行為損害賠償債務の履行を確保できなくさせる効果を生む。⁽¹⁷³⁾ そこで、懲罰的賠償額に制限を設けることは、これを防止するための利点となる。しかし、懲罰的賠償の問題は高額化ではなく、低額な賠償による効果にある。低額化によって、無駄な懲罰的賠償とただでなく、不法行為への懲罰と抑止効果が失われる効果も生むからである。また、そもそも当該賠償の目的が懲罰および違法行為の抑止であれば、賠償として原告に金銭を与えること自体が妥当性を欠くことにもなる。この懸念につき、ある複数の州では懲罰的賠償の一部を州または基金に入れる立法を行っている。⁽¹⁷⁴⁾ このように、懲罰的賠償は州によって異なるものの、合衆国憲法上の制限と州法上の制限を課せられ、従来目的に回帰しながら修正が加えられつつあるといえる。

(4) 大規模不法行為訴訟における懲罰的賠償の意義と問題

大規模不法行為訴訟の嚆矢となったアスベスト訴訟では、当初懲罰的賠償を認めない判決が出されていた。例えば一九八五年の *Jackson v. Johns-Manville Sales Corp.*⁽¹⁶⁾ である。本判決は、原告が高額の懲罰的賠償を得れば、被告の財政状況は悪化して将来の極めて多くの原告が填補賠償を得ることができなくなると述べて、アスベスト訴訟では懲罰的賠償が政策的に認められないという見解を示していた。⁽¹⁷⁾

しかし、同年の *Wilson v. Johnns-Manville Sales Corp.*⁽¹⁸⁾ は、懲罰的賠償を明確に否定することはなかった。本判決は、テキサス州連邦地方裁判所に係属しているアスベスト被害に関する一五〇事件のうち五〇を、事実審理手続の併合をすることを命じたものである。裁判所はこの判断を行うにあたり、懲罰的賠償額の決定要素に言及した。そして、①違法性の性質、②違法行為の性質、③不法行為者の非難程度、④関係する当事者の状況、⑤行為による公共の正義への違反程度を考慮すべきであると述べている。また、同年の *Jenkins v. Raymark Industries, Inc.*⁽¹⁹⁾ は、アスベスト被害への懲罰的賠償を以下の理由で認めた。不合理に危険な製品であることの警告を怠り、製品の最終的な使用者を意識的に無視したことが懲罰的賠償を認める重大な過失に該当するとしたのである。⁽²⁰⁾ その後の *Chimino v. Raymark Industries, Inc.*⁽²¹⁾ では、実損害の三倍を懲罰的賠償と算定した原審の陪審による評決を、州法の求める責任を明らかにした証拠に基づいているので妥当であると示した。⁽²²⁾ アスベストの事例を見る限り、アスベスト被害の特質に着目して懲罰的賠償を認めたものではない。懲罰的賠償の成立要件のみにしたがった判断を行っていると考えられる。

次に、タバコの事例においても大規模不法行為と懲罰的賠償の関係は不明である。一九九五年の *Castano v. American Tobacco Company*⁽²³⁾ は、喫煙者が懲罰的賠償を含んだ損害賠償を求めてクラス・アクションを提起したものである。本判決は、州法により懲罰的賠償認定の基準が相違するものの、クラス構成員に当該賠償が共通であるとして、

クラス・アクションを認容した。⁽¹⁸⁵⁾しかし、喫煙と懲罰的賠償の関係については言及していない。

石油精製に関連した環境破壊に関わる大規模不法行為事例に、一九九二年の *Watson v. Shell Oil Co.* ⁽¹⁸⁶⁾がある。本件は石油精製所の爆発に対して損害賠償請求がなされた事件であった。本判決では、懲罰的賠償の目的を甚だしい (egregious) 違法行為を罰し、将来かような行為を行うことを抑止することであるととらえた。⁽¹⁸⁷⁾しかし、甚だしきと本件爆発との関係について言及することはなく、大規模不法行為の性質とりわけ環境破壊から懲罰賠償を命じる理由は導き出されることはなかった。また同様な事件には、二〇〇一年の *In re New Orleans Train Car Leakage Fire Litigation* ⁽¹⁸⁸⁾がある。本件は、鉄道の石油タンク車両から石油が漏れ出して火事を引き起こしたことにつき損害賠償を求めたものであった。本判決は、懲罰的賠償が認められる理由に行為の無謀があることを示した。そして無謀とは極めて不合理な行為であり、故意だけではなく強く非難される過失でも認められることを付言した。⁽¹⁸⁹⁾また本判決は、本件では危険な物質を運んでいるために検査が必要であるとし、石油の漏れを認識していたにもかかわらずタンクの修理を行わなかった行為を懲罰的賠償に該当すると認定した。⁽¹⁹⁰⁾さらに、全てのクラス・アクション構成員の填補賠償額を調査せずに懲罰賠償額のみを決定したとしても、適正手続に違反しないとして、懲罰的賠償額八億五〇〇〇万ドルは過多ではなく妥当であると判断している。⁽¹⁹¹⁾

以上のように、大規模不法行為の性質を理由に懲罰的賠償の妥当性を導き出した例はない。あくまでも被告の行為そのものを根拠にしている。すなわち、当該行為が非難されるものであることを理由に、懲罰や抑止の必要性を目的として懲罰的賠償が認められてきたことになる。したがって、不法行為の大規模性は懲罰賠償決定の判断要因とはならないことになる。

ところで一九九六年の *Gore* 判決⁽¹⁹²⁾は、消費者詐欺に基づく懲罰的賠償が過多であり合衆国憲法修正一四条が求める適

正手続に違反すると判示した⁽¹⁸⁾。その際に、適正手続に合致するための三点の考慮要素を示した。すなわち、①不法行為の非難程度、②填補賠償と懲罰的賠償の間の金額的不均衡、③懲罰的賠償とその他の民事制裁方法との金額的不均衡である。これらは、二〇〇三年の合衆国最高裁判所判決である State Farm Mut. Auto. Ins. Co v. Campbell⁽¹⁹⁾に受継がれた。

本件は保険会社に対して自動車保険にかかる詐欺に基づいた損害賠償が求められた訴えである。第一審のユタ州地方裁判所では陪審により填補賠償額二六〇万ドル、懲罰的賠償額一億四五〇〇万ドルの評決が出された。その後、裁判所は填補賠償額一〇〇万ドルおよび懲罰的賠償額二五〇〇万ドルに減額した。ユタ州最高裁判所は、第一審判決の懲罰的賠償額の判断を覆して一億四五〇〇万ドルに修正した⁽²⁰⁾。そこで、保険会社が二つの賠償額が過多であり合衆国憲法修正一四条の適正手続に違反すると主張して、合衆国最高裁判所に上告したものである。本判決は、まず懲罰的賠償額を過多として適正手続に違反すると述べた⁽²¹⁾。そして、Gore 判決の考慮要素を適用して一億四五〇〇万ドルの懲罰的賠償額が合理的範囲内にあるものとはいえず、妥当ではないと判断した⁽²²⁾。また本判決は、妥当な懲罰的賠償額を填補賠償額と同額または近い額が相当と示している⁽²³⁾。

本判決を見る限り、多額の懲罰的賠償を調整する手段として適正手続が用いられていることが理解できる。既に見たように、大規模不法行為の性質そのものは直接に懲罰的賠償へ影響を与えていない。これは、二〇〇七年の Philip Morris USA v. Williams⁽²⁴⁾においても確認できるものである。ただし、懲罰的賠償の根拠と算定基準に変化が見られている。本件は、喫煙の結果死亡した者の未亡人がタバコ会社に対して、喫煙による損害がタバコ会社の詐欺と過失によるものとして、喫煙による損害の賠償を求めたものである。第一審のオレゴン州地方裁判所では、陪審が八二万一〇〇〇ドルの填補賠償と七九五〇万ドルの懲罰的賠償の評決を行っていた。これに対して同裁判所が懲罰的賠償額を三二二〇万ドルに減額していたのである。合衆国最高裁判所は、まず懲罰的賠償の額について合衆国憲法に照らして適正さを審

査すると述べた⁽²⁰⁾。そして、喫煙者以外の者による損害について被告を罰することは適正手続に違反するので、懲罰的賠償でそれを行うことはできないと判断した⁽²⁰⁾。しかし、差戻審のオレゴン州最高裁判所は、二〇〇八年の *Williams v. Philip Morris Inc.*⁽²⁰⁾ で、懲罰的賠償額を七九五〇万ドルと認めたのである⁽²⁰⁾。

まずオレゴン州最高裁判所は、オレゴン州の製造物責任訴訟での懲罰的賠償規定⁽²⁰⁾が定める算定の考慮要素は、裁量的というよりもむしろ必要なものであると解釈されていると述べた。次に、懲罰的賠償の決定には違法行為によって発生した全ての利益を考慮する旨が定められていることに言及した⁽²⁰⁾。この規定は、被告がどの程度の動機で不当な利益を得ようとしたのかについて考慮することを、陪審に委ねるものであると解釈されていると付言した⁽²⁰⁾。そして、被告の違法行為による利益を考慮して七九五〇万ドルの懲罰的賠償を認めたのである。懲罰的賠償の根拠と算定基準は、違法行為の非難程度よりも違法行為による利益の額に重点を移したわけである。したがって、本判決においても大規模不法行為の性質が懲罰的賠償の根拠となっているとは見出せない。違法行為が大規模であるために不当な利益が大きくなり、そのために賠償金が高額化することだけが唯一関係しているといえよう。

多額の懲罰的賠償金のため、アスベストの初期事例では被告はその負担から破産に至った。不法行為損害賠償債務の履行を確保できないことになったのである。懲罰的賠償の根拠を害意だけとすれば、主観的要素のみで賠償額が決定されるおそれがある。違法行為により得た利益となれば、ある程度の客観性を担保できる。利益が多額化すればするほど、賠償額も比例して加害者である被告の破産を招き、結果的に損害賠償債務の履行ができない。かように考慮すれば、多くの州で採用されている填補賠償の倍数で懲罰的賠償を決定することも妥当な方法といえる。政策的見地からその倍数を少なくすれば、損害賠償債務の不履行の発生は抑えられる可能性がある。この点につき合衆国最高裁判所は、*Exxon Shipping Co. v. Baker*⁽²⁰⁾ で、海事法では懲罰的賠償額を填補賠償額と同一にすべき旨の判断を示した⁽²⁰⁾。今後、この分野で

の懲罰的賠償金の減額化は避けられないことになる。本判決で合衆国最高裁判所は、コモン・ローが認める懲罰的賠償は連邦法が専占 (preempt) できないと付言している。⁽²¹⁾ これは、連邦法ではなくコモン・ローを含む州法が懲罰的賠償の体系を構築しているという、合衆国最高裁判所の認識を示したことになる。本件でも、懲罰的賠償の根拠を会社管理職の注意を欠く行為 (negligence) に求めている。懲罰的賠償が、長年にわたりコモン・ローで形成された広く非難可能性のある行為を対象とする前提をもつことには変化がない。そこで、この状況を踏まえて、大規模不法行為の性質を考慮したものが、懲罰的賠償のあるべき姿となるのではないだろうか。違法行為による利益を妥当な額で吐き出せるとともに、当該行為を抑止できるかが、大規模不法行為における懲罰的賠償に求められよう。

おわりに

大規模不法行為の人身損害への損害賠償は、大別すると填補賠償と懲罰的賠償があり、とりわけ有毒物質による不法行為の場合には、填補賠償から医療検査費用賠償と未発症疾病への精神的損害賠償が派生的に請求されてきた。填補賠償を構成する項目に対しては、わが国と同様に損害への穴埋めを金銭で行なうことになる。一方、懲罰的損害賠償では、その根拠が害意という主観的要素から、大規模不法行為においては過失をも含んだ非難可能性という広範なものとなっている。しかし、賠償の多額さが被告の支払い能力を超えることがある。大規模不法行為においては、実体法上の権利利益の侵害が多数に及び多地域で発生するために、クラス・アクションが使用される傾向にある。クラス・アクションによると当事者が多数となり、填補賠償の額は個々の訴えによるものと比べ多額化することは避けられないからである。これに加えた懲罰的賠償の高額化が、損害賠償債務の不履行を招くおそれがある。

大規模不法行為の損害賠償へ大きく影響するものが、有毒物質がもつ潜伏期間である。これにより、損害が未発生の段階での賠償の是非が問われる。この問題は、未発症疾病への恐怖からくる精神的損害賠償と医療検査費用賠償で現れる。いずれも未発生の損害への賠償であるために、発生の可能性に疑いがあり成立要件の厳格化がなされている。これらの賠償は、将来に起こるかもしれない損害の検査費用と前倒しの賠償である。判例および裁判例とも言及していないが、被告の破産による損害賠償債務の免責を危惧した請求といえる。したがって、これらの請求を認容するには、高い損害発生蓋然性から、既に損害が発生したと仮定して填補賠償に組み入れることが必要となる。精神的損害賠償では、未発症の疾病を免疫システムへの損害として認めてきた。この手法は八〇年代後半に採られていたが、現在においては発症可能性が疫学的に立証されないものは、アスベストの事例を除いて消極的傾向の状況にある。

蓋然性はあくまで発生が不確定なものである。その意味で裁判所も未発生損害の賠償を躊躇したといえる。医療検査費用賠償もこれと同様の問題をもつ。未発症の疾病の検査の為に支出される経費を損害賠償として請求するには、損害発生が前提とされるからである。一部の州では、従来とは別の請求原因として、損害発生を前提とせず医療検査費用の賠償を認めてきた。しかし、この傾向は一部の州に留まっており、全米で統一されたものにはなっていない。一方で、大規模不法行為被害者の医療検査費用負担も考慮に入れる必要がある。したがって、蓋然性を僅かでも考慮に入れて既発生と推定し、医療検査費用と未発症疾病の精神的損害への賠償を、部分的に定額で行うことが考えられる。

アメリカにおいては、大規模不法行為の問題の処理をクラス・アクションを改革することにより行おうとする傾向が強⁽²³⁾くある。この方法は、クラス・アクションの成立を否定して、個別の訴えにより損害賠償の総額を下げることを目的とする。すなわち、損害賠償の多額化にのみ目が向けられた結果である。しかし、損害賠償からの検討こそ大規模不法行為が示す性質から派生する問題に対応できるものである。大規模不法行為が直面する問題は、損害発生の蓋然性に

集約される。そこで、まずは将来損害も含めた填補賠償の項目の査定と、一部定額化といった賠償支払い方法の採用であろう。その際に、懲罰的賠償による違法行為への制裁と抑止の視点から、違法行為によって得た利益を吐き出させるための当該賠償額を考慮すべきではないだろうか。

*平成二四年度科学研究費補助金（基盤研究（C）研究課題「大規模被害への損害賠償―アメリカ大規模不法行為と証券詐欺の事例を参考に―」課題番号二三三〇〇九八 研究代表者 樺 博行）による研究

- (1) Lisa A. Rickard and Matthew D. Webb, *American Tort and Civil Litigation – At a Crossroads?, MATERIALS ON TORT REFORM 61* (2010).
- (2) 例えば最近の例として、Sergio J. Campos and Howard M. Erickson, *The Future of Mass Torts*, 159 U. Pa. L. Rev. PENNumbra 231 (2011).
- (3) 後述する医療検査費用賠償、将来の疾病発症の精神的損害賠償、そして懲罰的賠償など、個々の損害賠償について検討されている。例えば、精神的損害については、Bradley Peacock, *Torts- Infliction of Emotional Distress – Recovery for Fear of Future Illness Predicated on Proof of Exposure and Rational Fear*, 65 Miss.L.J. 763 (1996).
- (4) わが国にアメリカの大規模不法行為の損害賠償事例を紹介したもので、具体的な大規模不法行為事例に焦点を当てたものがあるが、損害賠償の構造を総合的に分析したものはない。尚、具体的な大規模不法行為の事例を分析したものとして、例えば、拙稿「アメリカにおける精神的損害の賠償―有毒物質不法行為による変容を中心として―」京都文教大学人間学部研究報告第二二集二頁（二〇一一）、拙稿「大規模不法行為訴訟における損害賠償請求―アメリカにおける食品訴訟が示す現状と課題―」法政論叢第四七巻第二号六七頁（二〇一一）がある。
- (5) Thomas E. Willging, *Mass Tort Problems and Proposals - A Preliminary Report to the Mass Tort Working Group*, 8 Federal Judicial Center (1999).
- (6) Advisory Comm. on Civil Rules and Working Group on Mass Torts, Report on Mass Tort Litigation 10 (Feb. 15, 1999), reprinted without appendices in 187 F.R.D. 293, 300 (1999).
- (7) 5 NEWBERG ON CLASS ACTIONS § 17:6 (4th ed.) (2011).
- (8) 187 F.R.D. at 302.
- (9) 28 U.S.C. § 1407.

- (10) Pub.L. 109-2, 119 Stat.4
- (11) 尚、クラスアクション公正法については、拙稿「クラスアクション公正法 (Class Action Fairness Act) の成立と大規模不法行為訴訟への影響」京郡文政大学人間学研究第七号六三頁(二〇〇六)が詳しい。また、クラスアクション公正法については、ペンシルバニア大学ロー・スクールのシンポジウムが Symposium: Fairness to Whom? Perspectives on the Class Action Fairness Act of 2005, 156 U. Pa. L. Rev. 1439 (2008) において、その立法の影響について詳細に検討している。尚、このシンポジウムについては、拙稿「誰にとって公正なのか? クラスアクション公正法の展覧会」『アメリカ法二〇〇九—二〇一〇』三六〇頁(二〇〇九)が詳しい。また、クラスアクション公正法に先立って、合衆国議会は一九九五年に証券クラスアクションの制限を行う連邦法を制定している。これが、私的証券訴訟改革法 (Private Securities Litigation Reform Act) であり、証券クラスアクションでの訴答上の要件を厳格化させ原告代表当事者を特定した。本法の詳細を紹介した例として、栗山修・証券取引規制の研究・二〇六頁(一九九八)以下参照。
- (12) 例えは、最近の消費者詐欺事例として、*Peinan v. McDonald's Corp.*, 2010 WL 4261390 (S.D.N.Y. 2010)。などがあろう。この事件はマクドナルドのハンバーガーが肥満を引き起こしたとして訴えが提起された事例である。尚、この事例については、拙稿前掲注4・法政論叢七〇頁以下参照。
- (13) 食品事例の請求の原因の変化については、拙稿前掲注4・法政論叢六七頁以下参照。
- (14) *See, e.g., Newberg, supra* note 7 at § 17-6.
- (15) *Dan B. Dobbs, The Law of Torts* 2d ed. (Practitioner Treatises Series) § 479 at 2 (2011).
- (16) この点につき、第三章および第四章を参照。
- (17) 危険の回避ルールとは、不法行為者の責任と独立したもので、被害者に被った損害を最小限にする責任を意味する法原則である。25 C.J.S. Damages § 46 (updated, 2011).
- (18) *See, e.g., Fuqua v. Aenta Cas. & Sur. Co.*, 542 So.2d 1129, 1132 (La.App. 1989).
- (19) *See, e.g., Rivera v. Philadelphia Theological Seminary of St. Charles Borromeo, Inc.*, 507 A.2d 1, 12 (1986).
- (20) 22 Am.Jur.2d Damages § 142.
- (21) *See, e.g., Handrich v. Howmeda, Inc.*, 662 N.E.2d 1248, 1257 (1996)。本件は脛骨置換術にかかる医療費の賠償を認めている。
- (22) *See, e.g., Steinauer v. Sharp County*, 353 N.W.2d 715, 724 (1984).
- (23) *See, e.g., Kemper v. Schulte*, 885 S.W.2d 892, 894 (1994).

- (24) See, e.g., *In re Gloria T.*, 532 A.2d 1095, 1097 (1987).
- (25) Dan B. Dobbs, *supra* note 15 at § 479 at 6.
- (26) この点は、特に損害賠償額から弁護士報酬を決定する成功報酬 (contingent fee) で代理をする場合の代理人には有利となる。
- (27) Dan B. Dobbs, *supra* note 15 at § 479 at 6.
- (28) *Id.*
- (29) この点については、第四章を参照。
- (30) Wood v. Mobil Chemical Co., 365 N.E.2d 1087, 1096 (1977). 本件では、脳への傷害によりうつ病を発生させた場合の精神的損害を認めた。Aphonso v. Charity Hospital of Louisiana at New Orleans, 413 So.2d 982, 986 (La. Ct. App.). 本件は、強姦のトラウマを被った女性の精神的損害賠償を認めた。
- (31) See, e.g., *Abrams v. City of Mattoon*, 499 N.E.2d 147, 154 (1986). 本件は、怪我の治療のために処方された薬剤を使用した際の副作用の精神的損害の賠償を認めよう。
- (32) Dan B. Dobbs, *supra* note 15 at § 479 at 8.
- (33) See, e.g., *Mileski v. Long Island R.R.*, 499 F.2d 1169, 1172 (2d Cir. 1974). 本判決は、鉄道の線路を杭で固定しようとした際に、誤って線路を鉄槌で打ち付け、鉄片が同僚の左眼に刺さった事件で陪審員が加害者の使用者である鉄道会社に二五万ドルの損害賠償支払いを認める評決を不服として控訴したものの、評決を支持した控訴審判決である。
- (34) See, e.g., *Kenton v. Hyatt Hotels Corp.*, 693 S.W.2d 83, 97 (Mo. 1985). 本判決は、ホテルの建物を結ぶ高架連絡通路が崩壊し、そこを歩いていた女性が脊椎損傷の怪我を負った結果、将来的な交渉も妊娠もできないと判断され、四〇〇万ドルの填補賠償を認めた陪審員による評決を認容した。
- (35) *Jones v. Wal-Mart Stores, Inc.*, 870 F.2d 982, 992 (5th Cir. 1989). 本件は傷跡が識別し難いものであったとしても賠償を認めている。
- (36) Dan B. Dobbs, *supra* note 15 at § 479 at 8.
- (37) *Blum v. Airport Terminal Service Inc.*, 762 S.W.2d 67, 76 (Mo. Ct. App. 1988).
- (38) *Yowell v. Piper Aircraft Corp.*, 703 S.W.2d 630, 634 (Tex. 1986).
- (39) *Ferrara v. Galluchio*, 152 N.E.2d 249, 252 (N.Y. 1958).
- (40) *Kenton*, 693 S.W.2d at 91.

- (41) Dan B. Dobbs, *supra* note 15 at 8479 at 12.
- (42) *Id.*
- (43) 690 A.2d 682, 692 (N.J. 1997).
- (44) 精神的損害でその賠償の範囲の拡大傾向を示し、意識を前提としない例に、一九八〇年代に使われはじめた快楽的損害賠償 (hedonic damages) がある。これは場合により、①単なる快楽の損失、②原告が意識しない快楽の喪失、③人生の価値を経済的に価値評価できるもの、とされている。快楽のために支払った金額と危険作業従事者のために雇用者が支払った娯楽の金額を査定して、快楽の市場価値を決定するものである。一九八五年にイリノイ州連邦地方裁判所は「これらに関する証拠の提出を認めたが (Shertoff v. Berry, 629 F.Supp. 159 (N.D.Ill. 1985))」その後の裁判例では否定する傾向があることである。(Dan B. Dobbs, *supra* note 15 at 1053.)
- (45) See, e.g., W.PAGE KEELON et al., PROSSER AND KEELON ON THE LAW OF TORTS §54 at 361, 363 (5th ed. 1984).
- (46) 437 N.E.2d 171 (Mass. 1982). 本件は妊娠中にジエチルスチルベストロール (DES) を服用した母親から生まれた娘によって、DES摂取により将来のガン発生の恐怖と生殖器異常が発生したとして損害賠償を求めたものである。
- (47) *Id.* at 180.
- (48) 29 Pa. D.&C.3d 104, 109 (1982). 本件は「トリクロロエチレンで汚染された水を飲んだ原告が、将来の疾病発生に恐怖を感じたとして精神的損害の賠償を求めたものである」。
- (49) 628 F.Supp. 1219, 1226 (D.C.Mass. 1986). クロロエチレンとテトラクロロエチレンに汚染された地下水を飲んだ二五人の原告によって、白血病とその他のガン発症の恐怖によって起った精神的損害の賠償を求めている。
- (50) 788 F.2d 315, 318 (5th Cir. 1986). はしけに荷を積み船員である原告が、積載装置が故障した際に高濃度の有毒物質を何度も浴びたことにより、ガン発症を恐れて精神的損害賠償を請求した。
- (51) Anderson, 628 F.Supp. at 1226.
- (52) Hagerly, 788 F.2d at 318.
- (53) 525 A.2d 287 (N.J. 1987).
- (54) *Id.* at 295.
- (55) 855 F.2d 1188 (6th Cir. 1988).

- (56) *Id.* at 1206.
- (57) *Id.*
- (58) 274 Cal.Pair. 885 (Cal.Ct.App. 1990). 本件は、ゴミ捨場にベンゼンやビニル塩化物など発ガン性物質が投棄されて飲料水用井戸に浸出し、そこから飲料水を飲んだ原告がガン発症の恐怖による精神的損害の賠償が求めたものである。
- (59) *Id.* at 892.
- (60) Metro-North Commuter R.R. Co. v. Buckley, 521 U.S.424 (1997). 本件は、地下パイプライン設置業務でパイプから絶縁体を取り除く際に、アスベストを含む埃を浴びた鉄道会社従業員が、鉄道会社に対して連邦雇用者責任法 (Federal Employer's Liability Act) (45 U.S.C. §§ 51-60) を根拠として、過失に基づく精神的損害の訴えを提起したものである。
- (61) *Id.* at 429-30.
- (62) *Id.* at 433.
- (63) *Id.* at 435.
- (64) *Id.* at 435-36.
- (65) 538 U.S. 135 (2003). 本件は、同法の鉄道会社への不法行為責任規定に基づいて、アスベストを浴びた従業員がガン発症の恐怖に対する精神的損害賠償を求めたものである。
- (66) *Id.* at 157.
- (67) *Id.*
- (68) 361 F.Supp.2d 268 (S.D.N.Y. 2005). 本件では、テキサス州法とルイジアナ州法が、処方薬の服用により疾病発症を恐れた原告の精神的損害賠償を認めるかどうか争われた。尚、本件は州および連邦裁判所に提起された一〇〇〇以上の訴えを、広域訴訟手続により集約して、ニューヨーク州連邦地方裁判所が受訴裁判所となっている。
- (69) *Id.* at 275.
- (70) *Id.* at 278.
- (71) 377 F.Supp.2d 1290 (N.D.Ga. 2005). 本件は、被告の過失によりベリリウムを吸引した原告が、現在の身体への損害と、将来の慢性的なベリリウム症やガン発症への恐怖からくる精神的損害の賠償を求めたものである。

- (72) *Id.* at 1300.
- (73) *Id.* at 1295-96.
- (74) *Id.* at 1301.
- (75) 402 F.3d 608 (6th Cir. 2005).
- (76) *Id.* at 618.
- (77) *Id.* at 621. この点で *Che Miller* の見解が参考となる。①有毒物質不法行為の場合では将来の疾病発生の恐怖が明確に現れて、別の損害が将来発生するものであり、②単一請求ルールは便宜かつ効率性を求める法理であり、初めの請求では認識できなかった請求の原因を妨げるものではないと指摘する。その際のルールが有毒物質不法行為には適用されないと述べている。Kenneth W. Miller, *Toxic Torts and Emotional Distress: The Case for an Independent Cause of Action for Fear of Future Harm* 40 *ARZ. L. REV.* 681, 695 (1998).
- (78) *Rainer*, 402 F.3d at 621.
- (79) *Id.* at 621.
- (80) *Anderson*, 628 F.Supp. at 1226.
- (81) *Parker*, 377 F.Supp.2d at 1300.
- (82) *ネービー* 現在では細胞よりも微小なウイルスが損害を認定しやすくなる考えが現れている。それはDNAレベルにおいて疾病発生の蓋然性を考慮する可能性がある。James F. d'Ehrentmont, *Fear Factor: The Future of Cancerphobia and Fear of Future Disease Claims in The Toxicogenomic Age*, 52 *LOU. L. REV.* 807, 830-36 (2006).
- (83) *LITIGATING MASS TORT CASES* §2:29 (2011).
- (84) *See, e. g.*, Allan L. Schwartz, *Recovery of Damages for Expenses of Medical Monitoring to Detect or Prevent Future Disease of Condition*, 17 *A. L. R.* 5th 327 (1994).
- (85) *See, e. g.*, Joseph K. Herrick and Allison M. Brown, *Cause of Action for Medical Monitoring Relating to the Use of Medical Devices and Prescription Drugs*, 34 *CAUSES OF ACTION* 2419 (2007).
- (86) 746 F. 2d 816 (D.C.Cir. 1984).
- (87) *Id.* at 819.

- (98) *Id.* at 826.
- (99) 525 A.2d 287 (1987).
- (100) *Id.* at 305.
- (101) *Id.* at 304.
- (102) *Id.* at 311.
- (103) *Id.*
- (104) 916 F.2d 829 (3d Cir. 1990).
- (105) *Id.* at 849-50.
- (106) Hetrick, *supra* note 85 at § 7.
- (107) *Id.*
- (108) *Id.* at § 8.
- (109) *In re* Paoli R.R. Yard PCB Litigation, 35 F.3d 717, 788 (3d Cir. 1994).
- (110) *Theer v. Phillip Carey Co.*, 628 A.2d 724, 733 (1993).
- (111) Hetrick, *supra* note 85 at § 10.
- (112) *Ayers*, 525 A.2d at 303.
- (113) *In re* Paoli R.R. Yard PCB Litigation, 113 F.3d 444, 459 (1997).
- (114) *See, e.g.*, *Bower v. Westinghouse Elec. Corp.*, 522 S.E. 2d 424, 433 (W.Va. 1999).
- (115) *Hansen v. Mountain Fuel Supply Co.*, 858 P.2d 970, 979 (Utah 1993). 人体に影響を与える必要があると判示している。
- (116) Paoli, 35 F.3d at 748. 動物の影響や子どもの人体に影響があるを推定している。
- (117) Redland Soccer Club, Inc. v. Dept. of the Army and Dept. of Defense of the U.S., 696 A.2d 137, 144 (1997).
- (118) *Bower*, 522 S.E.2d at 431.
- (119) Hetrick, *supra* note at § 12.
- (120) *Id.* at § 13.

- (111) *See, e.g., In re Meridia Products Liability Litigation*, 328 F.Supp.2d 791, 814 (N.D. Ohio 2004).
- (112) *Theer*, 628 A.2d at 734.
- (113) *Potter v. Firestone Tire & Rubber Co.*, 863 P.2d 795, 818 (1993).
- (114) *Paoli*, 35 F.3d at 787.
- (115) *Hansen*, 858 P.2d at 979.
- (116) *Potter*, 863 P.2d at 824-25.
- (117) *Herber v. Johns Manville Corp.*, 785 F.2d 79, 83 (3d Cir. 1986).
- (118) *Petio v. A.H. Robins Co., Inc.*, 750 So.2d 103, 107 (Fla. Dist. Ct. App. 3d Dist. 1999).
- (119) *Bourgeois v. A.P. Green Industries, Inc.*, 716 So.2d 355, 358 (La. 1998).
- (120) *Bower*, 522 S.E.2d at 434.
- (121) *See, e.g., In re Paoli*, 35 F.3d at 788; *Hansen*, 858 P.2d at 979; *Potter*, 863 P.2d at 824-25.
- (122) *Hansen*, 858 P.2d at 980.
- (123) *Barnes v. American Tobacco Co.*, 161 F.3d 127, 155 (3d Cir. 1998).
- (124) *In re Rezulin Products Liability Litigation*, 210 F.R.D. 61, 73 (S.D.N.Y. 2002).
- (125) *In re Tobacco Litigation*, 600 S.E.2d 188, 193 (W.Va. 2004).
- (126) *Bower*, 522 S.E.2d at 433.
- (127) *Potter*, 863 P.2d at 1007.
- (128) *Bower*, 522 S.E.2d at 430.
- (129) 377 F.Supp.2d 1290, 1306 (N.D.Ga. 2005).

(130) *See, e.g., Duncan v. Northwest Airlines, Inc.*, 203 F.R.D. 601 (W.D. Wash. 2001). (二〇〇一年にワシントン州合衆国地方裁判所は、現在の損害の証明がなければ医療検査費用賠償は認められないと述べた⁹⁾； *Hinton ex rel. Hinton v. Monsanto Co.*, 813 So.2d 827 (Ala. 2001). (二〇〇一年にアラバマ州最高裁判所は、現在の損害なしに医療検査費用賠償は認められないと述べた⁹⁾； *Wood v. Wyeth-Ayerst Laboratories, Div. of American Home Products*, 82 S.W. 3d 849 (Ky. 2002). (二〇〇二年には、ケンタッキー州最高裁判所が、有毒なタイエット薬品を摂取した原告の医療検査費用

用賠償を現在の損害が不在という理由で棄却している¹³²⁾。Henry v. Dow Chemical Co., 701 N.W.2d 684 (2005)。二〇〇五年には、ミシガン州最高裁判所が、ミシガン州では現在の損害の立証なしには医療検査費用賠償は認めないとした¹³³⁾。

- (131) See, e.g., Friends For All Children, Inc., 746 F.2d at 831.
- (132) Victor E. Schwartz et al., *Medical Monitoring Should Tort Law Say Yes?*, 34 WAKE FOREST L. REV. 1057, 1075 (1999).
- (133) 尚、わが国で懲罰的賠償について紹介したものと比べ、会沢恒「懲罰的賠償の終焉?!」(一)・(二)・(三)「私人は法を実現できないのか?」北大法学論集五九巻一号五二二頁・五九巻三号一六八二頁・五九巻四号二〇八頁(二〇〇八)、吉村顕真「二〇世紀アメリカ合衆国における懲罰的損害賠償の改革過程—現代損害賠償法における「懲罰的」要素の意義と課題」龍谷法学四二巻二号三七頁(二〇〇九)、会沢恒「米國懲罰的賠償制度の近時の動向」法の支配一六二号一八頁(二〇一一)、榎岡宏成・アメリカ懲罰賠償法・信山社(二〇一一)等がある。
- (134) Dan B. Dobbs, *supra* note 15 at § 483 at 35.
- (135) Dan B. Dobbs, *LAW OF REMEDIES* § 3.11 (10) (2d. ed. 1993).
- (136) A. Mitchell Polinsky and Steven Shavell, *Punitive Damages: an Economic Analysis*, 111 HARV. L. REV. 869, 873 (1998).
- (137) David G. Owen, *The Moral Foundations of Punitive Damages*, 40 ALA. L. REV. 705, 730 (1989).
- (138) See, e.g., Owens-Illinois, Inc. v. Zenobia, 601 A.2d 633, 653 (Md. 1992).
- (139) See, e.g., Johnson v. Rogers, 763 P.2d 771 (Utah 1998).
- (140) First National Bank of Pulaski, Tennessee v. Thomas, 453 So.2d 1313, 1320 (Ala. 1984)。本判決では、無礼、無業、無茶、侮辱的な態度、または詐欺・害意・虐待・苛立ちまたは重過失による行為を伴う場合に、懲罰的賠償が認められると判示されている。
- (141) Dan B. Dobbs, *supra* note 15 at § 483 at 40-41.
- (142) *Id.*
- (143) Polinsky, *supra* note 136 at 920.
- (144) See, e.g., 3 C.J.S. Agency § 602.
- (145) Tetuan v. A.H. Robbins Co., 738 P.2d 1210, 1240 (1987).
- (146) Dan D. Dobbs, *supra* note 15 at § 483 at 43.
- (147) RESTATEMENT (SECOND) OF TORTS § 908 (1). "punish [the defendant] for his outrageous conduct and to deter him and others like him from similar

conduct in the future.”

- (148) *Id.*
- (149) *See, e.g.,* Labonte v. Hutchins & Wheeler, 678 N.E.2d 853, 826-27 (Mass. 1997).
- (150) Dan B. Dobbs, *supra* note 136 at § 3.11 (5).
- (151) Zarcone v. Perry, 572 F.2d 52, 56 (2d Cir. 1978). 六万ドルの懲罰的賠償額が被告を破産に追い込むことを指摘している。
- (152) Polinsky v. Shavel, 懲罰的賠償がなくても抑止効果が発生することを指摘する。多数の原告の填補賠償が全て認められた場合には、適切な懲罰的賠償額を設定すべきである。Polinsky, *supra* note 136 at 874-75.
- (153) Bowden v. Caldar, 710 A.2d 267, 285 (Md. 1998).
- (154) この法理は、同一犯罪において被告人が再度刑事責任を科されることを禁止するものである。これは合衆国憲法修正第五条により保障されている。同条は、「何人も同一の犯罪に関して生命または身体を二重の危険にさらされな。」と定めている。 *see*, 16D C.J.S. Constitutional Law § 1939.
- (155) U.S.C. Const. Amend. 14.
- (156) Pacific Mut. Life Ins. Co. v. Haslip, 111 S.Ct. 1032, 1043 (1991).
- (157) Honda Motor Co. Ltd. v. Oberg, 114 S.Ct. 2331, 2336 (1994).
- (158) 517 U.S. 559 (1996).
- (159) *Id.* at 563.
- (160) *Id.* at 564-67.
- (161) *Id.* at 568.
- (162) *Id.* at 572.
- (163) *Id.* at 574.
- (164) *Id.* at 575.
- (165) *Id.*
- (166) この不法行為改革に関しては、MATHIAS ON TORT REFORM, *supra* note 1 が詳しい。また、不法行為改革を紹介したものとして、石原治・不法行為改革二三頁（一九九六）以下参照。

アメリカにおける大規模不法行為人身損害の賠償

同志社法学 六四卷七号

四八一（二五〇七）

- (97) *Dobbs, supra* note 135 at § 3.11 (1).
- (98) 42 U.S.C. § 1981 a (b) (3).
- (99) COLO. REV. STAT. § 52-240 (b).
- (100) FLA. STAT. ANN. § 768.73.
- (101) KAN. STAT. ANN. § 60-3701 (c).
- (102) ニューヨーク州では、填補賠償額の五倍か三万ドルのどちらか多額の方を懲罰的賠償の最高額としている。N. J. STAT. ANN. 2A:15-5.14.
- (103) 州制定法による懲罰的賠償額の制限。See, Nittin *Stud, Punitive Damages: Achieving Fairness and Consistency After State Farm v. Campbell*, 72 DEF. COUNS. J. 67, 70 (2005). See also, Validity of State Statutory Cap on Punitive Damages, 103 A.L.R. 5th 379.
- (104) *Stud, supra* note 173 at 67.
- (105) *Id.*
- (106) 750 F.2d 1314 (5th Cir.1985).
- (107) *Id.*
- (108) 107 F.R.D. 250 (S.D. Tex 1985).
- (109) *Id.* at 254.
- (110) 109 F.R.D. 269 (E.D. Tex. 1985).
- (111) *Id.* at 279.
- (112) 151 F.3d 297 (5th Cir. 1998).
- (113) *Id.* at 324.
- (114) 160 F.R.D. 544 (1995).
- (115) *Id.* at 557. 並に、控訴審判決で連邦第五巡回区控訴裁判所は、州法により懲罰的賠償の相違があるという理由で原審判決を破棄した (Castano v. American Tobacco Company, 84 F.3d 734, 744 (5th Cir. 1996).)。しかし、控訴審判決も大規模不法行為が懲罰的賠償に与える影響について言及する傾向はなかった。
- (116) 979 F.2d 1014 (5th Cir. 1992).

- (187) *Id.* at 1019.
- (188) 795 So.2d 364 (La.App.Ct. 2001).
- (189) *Id.* at 374.
- (190) *Id.* at 376-77.
- (191) *Id.* at 380.
- (192) *Id.* at 387.
- (193) Gore, 517 U.S. 559.
- (194) *Id.* at 575.
- (195) 538 U.S. 408 (2003).
- (196) *Id.* at 415.
- (197) *Id.* at 416.
- (198) *Id.* at 429.
- (199) *Id.*
- (200) 549 U.S. 346 (2007).
- (201) *Id.* at 353.
- (202) *Id.* at 353-34.
- (203) *Id.* at 355.
- (204) 176 P.3d 1255 (Ore. 2008).
- (205) *Id.* at 1263.
- (206) West's Or. Rev. Stat. Ann. § 30.925 (2).
- (207) *Id.* at (2) (c).
- (208) *Id.*
- (209) 128 S.Ct. 2605 (2008).

アメリカにおける大規模不法行為人身損害の賠償

- (210) *Id.* at 2634.
- (211) *Id.* at 2617-18.
- (212) *Id.* at 2615.
- (213) *See, e.g.,* Campos, *supra* note 2 at 242-46, 247-50.